

各自主防災会長 様

防災資機材等整備補助金交付申請の手続きについて

当課所管の補助金である「防災資機材等補助金」につきましては、三郷市自主防災組織補助金交付要綱運用細則に基づき、申請期間を設けさせていただいております。

つきましては、下記のとおり手続きをお願いいたします。

記

補助金の種類	補助額	受付期間
① 訓練 (総合防災訓練実施補助金)	・上限 1 万円 ・100人以上は、人数×100円	随時受付 ※年度末は、事前にご相談下さい
② 設立 (自主防災組織設立補助金)	世帯割額 世帯数×100円+2万円	
③ 防災倉庫 (防災資機材等補助金)	① 購入 <u>補助初年度</u> 購入金額(上限 30 万円) <u>次年度以降</u> 購入金額の2分の1以内の額 (上限15万円) ② 修繕 修繕金額の2分の1以内の額 (上限15万円)	
④ 防災資機材 (防災資機材等補助金)	<u>防災倉庫と同じ</u>	<u>8月1日～8月31日</u> <u>受付</u> その後は予算の範囲内で受付を続けます。

【注意事項】

- ・申請前に資機材を購入した場合、補助金交付対象外です。
- ・事前相談(対象品目の確認など)は随時行っております。お気軽にご相談ください。

窓口 三郷市役所本庁舎5階
(三郷市花和田 648-1)
危機管理防災課地域防災係
電話 952-1294
FAX 952-6780
メール bousai@city.misato.lg.jp

防災資機材等整備補助金申請手続きの流れ

1・計画

基本的には、すべての手続きが12月末までに完了するように計画してください。
年度内に完了する見通しが立たない場合、補助金の交付は行えません。



2・事前相談

必ず交付申請前に、危機管理防災課に対象品目の確認及び申請書の書き方について、事前相談を行ってください。



3・交付申請書の提出

- ・受付期間 8月1日～8月31日 ※9月以降は予算の範囲内で受付可能
- ・提出物

(1) 交付申請書	窓口または連絡協議会ホームページより入手できます。 「三郷市自主防災組織連絡協議会」→「会員メニュー」 →「申請・報告書等」 http://www.jishubousaikai.com/ 
(2) 見積り	・見積りは必ず必要です。見積書添付が困難の場合はご相談ください。 合計金額50,000円以下 - 見積り1者でも可 合計金額50,001円以上 - 見積り2者以上 ・有効期限は、「2か月」「10月」「次回まで」などになるよう手配ください。 有効期限の延長ができない場合は、その旨を事務局へお伝えください。 ・インターネット通販サイトの場合、値段がわかるページを見積書の代わりとし添付してください。送料は対象外です。
(3) 保管場所の地図	保管する倉庫の場所（消火器等は設置場所）の地図
(4) その他	消火器交換の場合、交換時期が分かる写真またはリストを添付

【注意事項】

修正がある場合は、二重線で消し修正印を押印してください。

また、提出時は修正印をお持ちください。

郵送にて提出される場合、修正等で何度かやり取りをさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。



4・書類内容確認、交付決定

- ・9月中旬頃を目安に決定通知書を送付いたします。
- ・決定通知書を受領後、速やかに次の手続きを行ってください。
年度内に完了する見通しが立たない場合、交付決定が取り消しとなります。



5・資機材の購入

決定通知書を受領したら、資機材を購入してください。

申請時と購入時で値段変更が生じた際は、必ず購入前に事務局へご連絡ください。

購入金額が高くなる場合 …補助金額は、交付決定金額が上限となります。

購入金額が安くなる場合 …安くなった購入金額に合わせて交付金額も減額となります。



6・資機材、領収書の受領

- ・資機材に名入れ(〇〇自主防災会)を行う。
- ・購入資機材(名入れ、個数がわかるもの)の写真を撮る。

例 ヘルメット 8 個

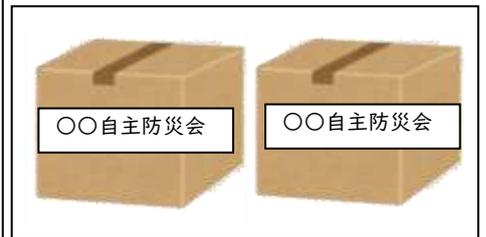


名入れが分かるもの



個数が分かるもの

※段ボールで保管する場合は
段ボールに名入れ、個数記載



7・実績報告書の提出

・提出物

(1) 実績報告書	市から交付決定通知を送付する際、記入用紙を同封いたします。
(2) 領収書の写し	インターネット通販の場合は、購入者ページより印刷してください。
(3) 保管場所の地図	保管する倉庫の場所(消火器等は設置場所)の地図
(4) 写真	資機材(名入れ、個数がわかるもの)の写真を添付

※修正がある場合は、二重線で消し修正印を押印してください。



8・補助金額の確定

・実績報告書をもとに補助金額の確定を行い、確定通知書を送付いたします。



9・請求書の提出

・提出物

(1) 請求書	市から交付決定通知を送付する際、記入用紙を同封いたします。
(2) 通帳写し	口座名義のわかるもの

※修正できませんので、書き直してください。



10・補助金の交付

- ・交付には請求書の受領から2~3週間程度かかります。
- ・購入前に補助金の交付を希望される場合は、事務局へご相談ください。

別表第1(第3条関係)「防災資機材等整備補助金対象」

原則として自主防災組織の活動で使用するために防災倉庫に設置する資機材です。備蓄食料や消耗品については、補助対象外です。ただし、平常時に各戸へ配布しなければ用途を満たせないものにつきましては、自主防災組織の管理のもと、配布することは可能です。

(ヘルメット、腕章、感震ブレーカー、家具転倒防止器具等)

区分		品名
1 防災資機材(ヘルメット、腕章、ゼッケン、安否確認表示用具、消火器、消火器格納庫、家具転倒防止器具及び感震ブレーカーを除き、防災倉庫に備蓄するものに限る。)	装備用具	誘導旗、ヘルメット、腕章、発電機、投光器、コードリール、テント、防水シート、リヤカー、机、椅子、手袋、ガソリン携行缶、ゼッケン
	情報用具	携帯ラジオ、トランシーバー、電池メガホン、警笛、ホワイトボード、安否確認表示用具
	避難用具	照明器具、体温保温用具、仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレ、マンホールトイレ
	消火用具	可搬ポンプ、消防用ホース、防火衣、消火器(街頭設置用)(リサイクルシール及び引取りを含む。)、消火器格納庫、バケツ
	救出用具	救助用工具セット、梯子、大バール、ハンマー、ジャッキ、チェーンソー、ウインチ、掛矢、スコップ、ツルハシ、カッター、のこぎり、トップマン(破壊器具)、安全帯、救命ロープ、救出用鉄パイプ
	救護用具	救急用品、担架、担架用ポール、おんぶ帯
	給食給水用具	調理用具、かまど、こんろ、なた、燃料、浄水機、ポリタンク、大型ポリバケツ、給水袋、炊飯袋、食器
	その他の防災資機材	家具転倒防止器具(設置に係る費用を除く)、感震ブレーカー(設置に係る費用を除く)、土のう、止水板、排水ポンプその他の市長が特に必要と認めたもの
2 防災倉庫	格納用具	防災倉庫、収納棚

※ 購入品全てに自主防災会名を入れてください。

※ ヘルメットの前章は(防)としてください。

※ 街角消火器は、購入後8年を経過した場合は補助対象となります。

よくある質問について

Q1 ○○は補助金の対象になりますか。

別表第1をご覧ください。なお、表に記載されていない資機材を検討している場合は、危機管理防災課までご相談ください。

Q2 消火器の買い替えは補助金の対象になりますか。

購入後8年を経過した消火器は、買い替え費用として補助金の対象です。その際に係るリサイクル費用(リサイクルシール代)等も補助金の対象です。

なお、中身の詰め替えのみの場合は、補助金の対象外です。また、各家庭用として配布する消火器も補助金の対象外です。

Q3 アルファ米や水は補助金の対象になりますか。

原則、資機材を対象とした補助金になりますので、食料・水等の食糧品は対象外です。

Q4 送料は補助金の対象になりますか。

原則、資機材を対象とした補助金となりますので対象外です。

Q5 申請をする前に購入してしまいましたが、補助対象になりますか。

対象外です。購入前に補助金の申請をお願いします。

Q6 購入したい資機材の納品予定日が来年度になりますが補助対象になりますか。

対象外です。年度内に納品し、すべての手続き(請求書・実績報告書の提出まで)を完了させる必要がございます。

Q7 見積書を取らなければならない場合はどんなときですか。

見積書は必ず必要となります。以下に従ってご準備ください。

- a) 資機材の合計金額が50,000円以下の場合 - 見積り1者でも可
- b) 資機材が1種類、代金が50,001円以上の場合 - 見積り2者以上
- c) 資機材が2種類以上、合計金額が50,001円以上の場合 - 見積り2者以上
なるべく合計金額で見積もりをもらう。難しい場合は、種類ごとに分けてもよい。

例) リヤカーと発電機を購入する場合

- 1. 店舗①、店舗②から「リヤカー+発電機」の金額で見積りをもらう
- 2. 店舗①、店舗②から「リヤカー」、店舗③、店舗④から「発電機」の見積りをもらう

Q8 見積りで比較する商品は似ているものでもいいですか。

原則、比較する商品は同一商品(型番が同じ)としてください。

Q9 見積書は本格的なものでもなくてもいいですか。

インターネットの通販サイトでも可能です。同一商品に対して違う会社の金額を比較できるようにしてください。ただし、申請書提出時と購入時で金額の変更がないように、見積書の有効期限にご注意ください。

Q10 8月中に申請が間に合わないのですが、それ以降の申請は可能ですか。

9月以降でも予算の範囲内であれば、受付可能です。

Q11 防災資機材や倉庫購入及び修繕を同時に申請することはできますか。
同時申請できます。

Q12 補助金の限度額を教えてください。

助成率及び助成金額については以下の表をご覧ください。

補助金	助成率及び限度額
防災資機材の購入及び修繕	初年度は、購入に要した金額で、30万円を上限とする。 次年度以降は、購入及び修繕に要した金額の2分の1以内の額で15万円を限度とする。
防災倉庫の購入及び修繕	上記と同様

Q13 感震ブレーカーや家具転倒防止金具は工事費も補助対象となりますか。

工事費は補助対象外です。器具本体のみ補助対象です。

なお、資機材の運用・管理は各自主防災会にておこなうようにしてください。

Q14 いつになったら購入していいですか。

8月中に交付申請後、9月上旬～中旬に各自主防災組織の内容を精査し、交付決定をします。決定後は決定通知を送付しますので、そのあとに購入可能です。

金額が変わらないように、見積書はできるだけ有効期間を長くしてもらうと助かります。

Q15 市から決定通知書を送付されましたが、いつまでに手続きを完了すればいいですか。

決定通知書を受領後は速やかに資機材の購入、および必要書類（請求書、実績報告書）の提出を行ってください。

年度内に手続きが完了する見込みが立たない場合には、決定通知を取り消し、補助金を交付いたしませんのでご注意ください。

Q16 交付申請時と購入するときの値段が変わりましたが、そのまま購入してもいいですか。

必ず、購入前に危機管理防災課へご連絡ください。補助金交付額は以下のとおりになります。

1. 購入金額が高くなる場合 - 補助金額は、交付決定金額が上限となります。
2. 購入金額が安くなる場合 - 補助金額は、購入金額に合わせて減額となります。

Q17 申請時より購入するとき値段が減額したので、交付決定金額内なら購入品を増量や変更をしてもいいですか。

交付申請時の内容（種類、数量、金額）に対して審査し、補助金の交付を決定しておりますので、交付申請時の購入品の種類、数量以外は補助金の対象外となります。

Q18 購入物品は同じだが、申請時とは違うお店またはインターネットサイトから購入してもいいですか。

交付申請時に提出していただいた見積書の内容に対して審査し、補助金の交付を決定しておりますので、購入店舗は変更できません。

Q19 交付決定された補助金額は変わらないため、違う資機材を購入してもいいですか。
申請されていない資機材は対象外です。